

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度臨床研修医確保プロモーション事業企画・運営業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 事業目的

全国の医学生を対象にしたオンライン病院合同説明会（以下、「説明会」という。）を開催し、本県での臨床研修の魅力や基幹型臨床研修病院（以下、「臨床研修病院」という。）のPRなどを行うとともに、当該病院への見学を促し、本県における臨床研修医の増加を図ることを目的とする。

### 4 事業概要

- (1) オンライン病院合同説明会の開催
- (2) 臨床研修病院に関する特集ページの制作及びプロモーション
- (3) 臨床研修及び専門研修デジタルパンフレット制作
- (4) その他、本業務に関すること

### 5 事業内容

#### (1) オンライン病院合同説明会の開催

##### ア 具体的な内容

- 全国の医学生を対象にしたオンライン病院合同説明会を年4回開催し、本県の臨床研修の魅力及び研修内容を広く周知すること。
- 内容については、3回は本県の基幹型臨床研修病院の合同説明会とし、残り1回は、臨床研修修了後のキャリアを見据えて臨床研修病院を選択する近年の医学生の動態を踏まえ、本県の専門研修プログラムの合同説明会とする。
- 開催日程については、臨床研修病院合同説明会は6月、11月および2月、専門研修プログラムの合同説明会は9月を基本とするが、医学生の行動や嗜好などを分析したうえで、適切な時期を提案すること。
- 開催形式はオンライン形式（Zoom等）とし、各回の開催時間は医学生の行動や嗜好などを分析したうえで、適切な時間を提案すること。
- 説明会については、各回テーマを設定するなど、内容に工夫を凝らし、医学生の興味関心を高めることで参加者の増加につなげること。
- 説明会は、臨床研修病院または専門研修プログラムの研修内容に関するプレゼンテーションのほか、本県独自のプログラム等を周知するためのガイダンスによる構成を基本とし、その他に本業務の目的達成に資する内容があれば提案すること。
- 臨床研修病院合同説明会は本県の基幹型臨床研修病院が、専門研修プログラム合同説明会は本県の専門研修基幹施設が参加することを基本とし、病院等の参

加意向についても受託者が実施すること。

- 説明会の参加方法、当日の構成や進め方、プレゼンテーションの方法等、詳細な内容に関する臨床研修病院等との各種調整については、受託者が実施すること。
- 説明会の内容についてはすべて記録し、当日参加できなかった医学生も視聴できる環境（以下、「アーカイブ視聴」という。）を整備すること。また、記録した動画については、県が閲覧可能となるよう調整を行うこと。

## イ 説明会の周知等

- より多くの医学生の参加を促すため、各大学のLINEグループやX(旧Twitter)による発信、ダイレクトメールによる案内など、周知を徹底するための方法や媒体を提案するとともに、その効果を定量的な数値をもって説明すること。
- また、医学生の参加状況（説明会当日の参加、アーカイブ視聴、アンケート回答、病院見学の申込など）に応じたインセンティブを付与するなど、説明会及び病院見学への申込・参加を促すための工夫を凝らすものとし、各回の目標値などを含め、具体的な提案を行うこと。

## ウ アンケート

- 説明会を開催する都度、説明会に関する満足度や病院見学の希望等に関して、参加者にアンケートを実施し、次回の改善に繋げること。

## エ 簡易レポート作成

- 説明会を開催する都度、説明会当日の内容や参加者の属性、アンケート結果やその分析、今後の改善点などを記載した簡易レポートを作成し、開催当日から起算して1週間以内に委託者に提出すること。

## (2) 臨床研修病院に関する特集ページの制作及びプロモーション

### ア 特集ページの制作について

- 医学生向けの臨床研修サイト内に、本県の臨床研修の魅力、及び臨床研修病院における研修内容、並びに説明会のアーカイブ視聴へのリンク等を集約した特集ページを制作すること。
- 専門研修を見据えて臨床研修先の病院を選択する医学生の動態を踏まえ、新潟県の専門研修プログラムについての情報も合わせて掲載すること。
- 特集ページについては、医学生に訴求力のあるデザイン及び内容とし、本県の独自プログラムや全ての基幹型臨床研修病院の研修内容、また、交通アクセス等のライフライン等を網羅的に掲載すること（特集ページが冗長になることを避けるために個別制作した病院ページへのリンク等でも可とする）。ただし、臨床研修病院が掲載しない意向を示した場合にはその限りではない。
- 特集ページ制作にあたって必要となるデザインの制作、臨床研修病院からの情報収集・掲載内容の確認等、一切の調整業務を行うこと。
- 臨床研修サイトにおけるトップページ又はユーザーの視認性の高い位置にバ

ナー等を展開し、特集ページへの誘導を図ること。バナー等の掲載時期や期間については、効果的なタイミングを考慮し提案すること。

- 特集ページは令和8年5月29日(金)までに制作し公開すること。

#### イ プロモーションについて

- 特集ページを活用し、医学生向けにプロモーションを実施すること。
- プロモーションの時期に関する定めは無いが、説明会の開催時期等を考慮し、効果が最大化されるよう提案すること。
- 形式についても特に指定はないが、特集ページへの流入から病院見学などへのアクションに結び付けるための効果的なプロモーション内容を提案すること。

### (3) 臨床研修及び専門研修デジタルパンフレット制作

#### ア 制作内容等

- (2)で制作した特集ページの情報等を活用し、本県の研修の魅力や臨床研修病院の研修内容を掲載したデジタルパンフレットを作成すること。
- また、専門研修を見据えて臨床研修先の病院を選択する医学生の動態を踏まえ、新潟県の専門研修プログラムについての情報も合わせて掲載すること。
- 制作にあたっては、主要都市とのアクセス、臨床研修病院の写真やプログラム責任者のコメントを挿入するなど、医学生の興味関心を喚起するよう工夫すること。
- なお、制作期限は令和8年5月29日(金)を原則とするが、期限内での納品が難しい場合は、当該制作期限までに簡易版の作成を行い、完成版の期限を示したうえで、それぞれの構成などを提案すること。
- 掲載する臨床研修病院への掲載可否の確認や必要に応じた個別取材、掲載内容に関する確認等、一切の手配・調整を行うこと。
- 各種イベント等において、当該データを印刷・使用することを考慮し、サイズはA4サイズとし、表紙を含めて最適なページ数にまとめること。
- デジタルパンフレットのデータ形式については、PDF及びPowerPoint(マイクロソフト)とし、制作したデザイン等も合わせて納品すること。
- また、サンプルとして10部程度印刷・製本の上、7(2)に定める提出場所へ納品すること。

#### イ 権利関係

- 制作するデジタルパンフレットについて、著作権及び肖像権(法律による明文の規定はないが、本業務においては「自己の容貌、姿態をみだりに写真、絵画、彫刻などにされたり、利用されたりすることのない権利」として定義。)の取り扱いに十分注意すること。
- 履行に伴い発生する成果物及びその過程で制作したデザインや写真等に対する著作権は全て新潟県に帰属するものとする。ただし、第三者の著作物を利用する場合は、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- 肖像権の確認が必要な場合、本業務の成果物にのみ、将来にわたって肖像権

を主張しないことの同意を得るものとし、その責任は受託者が負うこと。

- その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

**(4) その他、本業務に関すること**

**ア 独自提案**

- 上記項目以外に臨床研修医確保に資する施策を提案すること。
- 時期、形式、具体的な実施内容などについて指定はないが、本事業の目的を踏まえた提案を行うこととし、提案する内容が本業務の目的達成にどのような効果があるか説明すること。

**イ 年間スケジュール**

- 上記の独自提案も含め、本業務において実施する業務の年間スケジュールを作成すること。

**ウ 次年度の事業提案**

- 本業務に関する実施内容等を踏まえ、7（1）に定める実績報告書において、次年度の事業提案を行うこと。

**6 成果指標の設定**

以下の数値を基本とし各項目における目標値（アウトプット指標及びアウトカム指標を）を提案すること。

	アウトプット		アウトカム	
	項目	目標値	項目	目標値
オンライン病院合同説明会（臨床研修）	開催回数	3回以上	当日参加者（各回）	120人以上
	参加病院数（各回）	22病院	見学希望者（各回）	20人以上
	アンケート実施	3回以上	回答人数（各回）	100人以上
オンライン病院合同説明会（専門研修）	開催回数	1回以上	当日参加者	120人以上
	参加施設数	30施設	見学希望者	20人以上
	アンケート実施	1回以上	回答人数	100人以上
特集ページ制作等	ページ制作	1ページ	閲覧者数（※）	提案による
	病院紹介数	22病院		
	プロモーション実施回数	4回以上	病院見学申込人数	100人以上
デジタルパンフレット制作	パンフレット制作（データ納品）	一式		
	サンプル納品	10部		

※特集ページの閲覧数については、PV（ページビュー）数、UU（ユニークユーザー）数等、開示できる範囲で定量的な目標値を設定すること。

## 7 成果品

### (1) 提出物

#### ア 業務完了報告書

#### イ 実績報告書

報告書には、以下の内容を記載すること。なお、共通して、以下の項目ごとに把握可能な限り詳細な内容、数値を報告すること。

- ①説明会の構成及び実施内容（アンケート分析結果含む）
- ②特集ページの構成及びプロモーションの実施内容並びに閲覧者数等の結果
- ③その他、本事業実施による臨床研修医増加に関する効果など
- ④次年度以降の事業提案

#### ウ デジタルパンフレットに関するデータ及びサンプル式

### (2) 提出場所

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課内  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

### (3) 提出期限

令和9年3月31日（水）まで  
※デジタルパンフレットは5（3）に定める期限までに納品すること。

## 8 その他

- (1) 受託者は、委託者との協議の上業務を進めること。
- (2) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 成果物に係る一切の権利は、新潟県に帰属するものとする。
- (4) 各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議し、決定する。